

令和3年度第2回函館市男女共同参画審議会会議録	
開催日時	令和3年11月29日 月曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第1会議室
議 題	議事 (1) 函館市パートナーシップ制度について
出席委員	荒木会長，松本副会長，長浦委員，塗委員，木村委員，池田委員 桗澤委員，佐々木委員，富田委員，竹原委員，京野委員 (計11名)
欠席委員	成田委員
傍聴者	0名 (報道機関1社)
事務局	市民部長 佐藤 聖智子 市民部次長 鹿磯 洋子 市民・男女共同参画課長 兵吾 晋輔 主 査 山田 清香 主 事 簾内 光
事務局	令和3年度第2回函館市男女共同参画審議会を開催する。本会議は，原則公開で行う。本日の会議の出席数は，委員12名中11名で，本会議が成立していることを報告する。
荒木会長	それでは，次第の2 議事(1)「函館市パートナーシップ制度について」，事務局から説明をお願いします。
事務局	《資料1・2・3に基づき説明》 なお，補足になるが，検討委員会で制度の対象を広く設定した方が良いのではないかという意見から，素案の中で要件(4)パートナーシップ制度の利用の要件のうち，双方または一方が市内在住のほか，在勤，在学についても対象としている。 これについて，本市独自の施策として実施する制度において，他市町の住民に対して認めることで，その市町の議会等への影響が生じるのではないかという市長の懸念があった。そのため，近隣自治体に意見を伺ったところ，現時点でパートナーシップ制度導入の検討には至っておらず，対象者を他自治体に拡大することについては戸惑いがある一方，本市の施策としては尊重することになるだろうとの意見であった。 本市以外の自治体の住民を対象とすることについては，慎重に議論をする必要があると考えており，「少なくともいずれか一方が市内に在住していること」とするか，このままの案とするか，本審議会でご議論いただきたい。
荒木会長	質疑に入る前に確認であるが，函館市パートナーシップ制度について審議会としての意見をのべ，それを次回の審議会ですとめるといふことによろしいか。

事務局	そのとおりである。
荒木会長	<p>では、ただいま事務局から説明のあったパートナーシップ制度の素案の中での要件（４）パートナーシップ制度の利用の要件のうち、双方または一方が市内在住のほか、在勤、在学についても対象とすることについて、議論していきたい。この件について、皆様のご意見を伺いたい。事務局としては、この案以外に、「少なくともどちらか一方が市内在住であること」を要件とすること検討しているとのことだが、委員の皆様のご意見はいかがか。</p>
木村委員	<p>居住要件については、素案のとおり、在勤・在学を含めて良いと考える。在住という要件は、よく見るものであるが、在勤、在学も含める方が、函館が率先して多様な人々に対し間口を開いていくということは、社会的波及効果が大きいと思われるので、案のままが良いと考える。</p>
荒木会長	他の委員はいかがか。
松本副会長	<p>説明の中の、他の市町へ説明に行ったとのことだが、詳細についてお聞きしたい。</p>
事務局	<p>近隣の市町への説明したときの状況であるが、本市で、パートナーシップ制度の導入を検討していることについては、訪問した自治体でも新聞等の報道により認識されていた。一方で、それぞれの自治体での制度導入に関しては、地域の方からの要望はなく、具体的に検討はしていないとのことであった。また、函館市の制度に市内へ通勤・通学している方を含めることで、そちらの地域の住民も対象となり、制度利用者からそれぞれの自治体の行政サービスを利用したいといった要望が出てくる可能性があることを説明したところ、そこは十分誤解のないように説明してもらいたいとのことであった。これからそういう声があれば検討していくことになるだろうし、そもそも性的少数者の方が居住しているのかどうかも不明であると話されていた担当者の方もいて、まだまだ地域ごとに温度差はあるように感じた。ただ、函館市が導入する制度については、地域の方に十分説明してもらいたいということと、函館市の制度に反対することはないとのことであった。</p>
松本副会長	<p>先ほど、木村委員が話されていたように、函館市が取り組むことによって、近隣の地域に広げていくことについては、先進的な取り組みであり、良いことであると思う。しかし、対役所という観点で言えば、近隣の市町の方々がどの程度理解したうえで、函館市がやるのであれば良いのではないかとお話をされているのか知りたかった。担当レベルの話なのか、それとも近隣の市や町として、函館市がやるのであれば良いのではないのでしょうか、静観しますよと言っているのか、いかがか。</p>
事務局	<p>それぞれの自治体の担当部局の部長に対応していただいた。回答については、それぞれの自治体の長に確認していただいたので、それぞれの市町としての回答</p>

であると考えている。

松本副会長

そうであれば、地域全体にこういった考えが広がっていくことについては良いことであると考えます。

荒木会長

本要件について、在勤・在学へ対象を広げないほうが良いと考える方はいるか。

竹原委員

自分は、函館市内を中心にLGBTに関する支援活動を行っている団体に属している。当事者の方と接する機会があり、函館市だけではなく近隣の自治体にも当事者はいる。そういう方々が、こういう制度があると心強いと感じると思う。実際に使うかどうかはそれぞれの考え方だが、函館市ではやっているけど、自分の市町でやっていないとなると、まだまだ隠れていないと感ずる。函館市でこういう制度があり、自分もそれを使うことができるとなると心強い制度であると思う。ただ、自治体同士の関係性もあるので難しいところもあるかも知れないが、当事者の方にとってはこの要件はあったほうが良い。

佐々木委員

自分はこの案のままでよいと思う。函館に通勤・通学をする人は、渡島管内に広くいる。心配なのは、その町の人がこの制度を使う時に、居住する地域で何か混乱が起きなければ良いと思う。それぞれの自治体でこの制度をどの程度理解しているのかということが重要であるので、市としてしっかり取り組んでもらいたい。

松本副会長

佐々木委員からお話があったように、通勤などにより、函館に居住実態が全くない場合に何か混乱がないかということについては、例えばDV相談など、函館市はパートナーシップ制度の利用者はDV相談を受けれるが、他の市町では受けられないということがあるかもしれない。そういった場合に、他の市町の住民であっても、相談を受けるという心構えがあると考えていいか。

事務局

パートナーシップ制度を利用されている方で、DVの相談があれば受けるし、必要があれば、居住する市町へつなぐという支援は想定している。一つ補足させていただくが、佐々木委員がおっしゃったように、この制度によって、例えば函館市の市営住宅の入居要件に認められるようになった場合、利用者が函館市外の方であれば、居住する市町の公営住宅では同じような取扱いにはならないことにより、函館市でパートナーシップ制度を認めてもらっているのだから、函館市と同じように居住する市町での公営住宅に入居させてもらいたいという議論が出るかもしれない。検討委員会ではできるだけ対象を広くというご意見であったので、こういった案としているが、利用者が居住する自治体において、何らかの影響が出てくることについて懸念されることについては、理解できることである。

荒木会長

この論点については以上でよろしいか。それでは、今回の素案全体について、ご意見をいただきたいと考えている。一点質問させていただきたいが、今回の制度で、函館市としては、どのような行政サービスを想定しているのか。医療機関や住宅などの効果を想定しておかないと、要件を決めていくことができない。

事務局	<p>パートナーシップ制度で受けられる行政サービスについて、他自治体では公営住宅の入居要件や市立病院での手術の同意などの取扱いにおいて対応しており、市でも検討していきたい。その他市民向けのサービスとして、家族や配偶者を対象としているものについて、パートナーシップ制度を活用した取扱いが可能かどうか、現在、庁内で検討している。法律などで定めるもの以外で可能なものについては検討してもらいたいということで働きかけている。</p>
荒木会長	<p>他の委員からはいかがか。</p>
木村委員	<p>検討していただきたいことが2点ある。本制度の対象を広く設定しているが、更に検討していただきたいのは、すでに市民の方からの意見でもあったが、性的少数者の方だけではなく、多様なパートナー関係を認める制度として、事実婚のカップルについても今回か、または今後、対象に含めることを検討していただきたい。法的な婚姻が難しいカップルは、大学にもたくさんいる。千葉市では、性的少数者だけではなく、多様なパートナーも対象としており、来年度には武蔵野市もそのような形で導入する。今回の素案には異性愛カップル事実婚カップルが入っておらず、そこだけ住み分けされていたのが残念である。今回が無理であれば、変化に合わせて今後検討していただきたい。2つめは、宣誓する時に、二人必ず揃って宣誓してもらおうとあるが、難しい場合もあるため、「原則」といった言葉をいれてもらいたい。</p>
事務局	<p>検討委員会でも事実婚について、様々な議論があった。今回の制度については、性的少数者の困難を解消するための制度ということで、そこを明確にしたうえで制度設計した方がよいという意見もあったため、まずは性的少数者の方のための制度としてスタートしたい。宣誓については、二人必ず揃う事が難しい場合もあるので、「原則」といった文言をつけていきたい。</p>
竹原委員	<p>宣誓場所について、市民部市民・男女共同参画課の執務室とあり、個室が必要な場合は準備するとあるが、最初から個室を対応する事は可能か。市役所の執務室は職員が多くいるので入りにくい。対応する職員は限定的である方が、当事者の方は使いやすいのではいかと考える。</p>
事務局	<p>希望の場合とは書かせていただいたが、事前に予約していただくということもあり、原則、個室でということは可能である。</p>
佐々木委員	<p>10の(2)に受領証を不正に利用した場合とあるが、どういった場合が想定されるか。</p>
事務局	<p>本人ではないのに、本人になりすまして使用するということが想定される。</p>
佐々木委員	<p>先ほどあげられていた行政サービスでも、不正に利用する可能性があるのか、それはどのような場合なのかわからなくてお聞きした。</p>

事務局	本制度については、行政サービスだけではなく、民間のサービスもあるため、そういった場合でも、不適切に使用する場合は想定される。
塗委員	今の話では具体性がない。例えばアパートを借りる場合などでも、不正が行われるのか。日常生活の中で不正が行われるのであれば、パートナーシップ制度の対象者にだけこのように記載するのはおかしいと思う。
荒木委員	例えば、不正に使うとすると、自分の証明書を友人などに使わせるなどといったことが想定される。
事務局	本規定は全国的に一般的な規定である。検討委員会の中でも、特段異論はなかった。想定される事例が多いか少ないかということはあるが、必要な規定であると考えている。
荒木会長	質問以外に、ご意見をいただきたいがいかがか。
京野委員	条件を満たしている方で、日本語が不自由な方や外国にルーツのある方も利用できる制度であれば良いと思う。
事務局	検討委員会でも議論されていたところだが、今回の制度案では、要件に合致していれば国籍は問わないこととしている。
京野委員	制度を利用するにあたっては、言語サポートや、理解が不自由な方に対して丁寧な説明があれば良いと思う。
荒木会長	要件として国籍を問わないのみならず、言語サポートなど、利用しやすいような工夫をしていただきたいというご意見であった。他の方はいかがか。
長浦委員	この制度について、どんな姿が理想なのかと考えた時に、先ほど、宣誓をする時に個室での対応という話があったが、通常、婚姻届を出すときに、窓口でおめでとうと祝福される。この制度が目指しているのは、同性の人であっても、そういう雰囲気や保障されることが一番である。当然タイムラグがあるため、そこに至るまでの現実としては難しいかも知れないが、ここに記載するにあたっては、そうならないことありきではなく、市の制度であるので、少なくとも担当課ではこの制度へのあたたかい理解と愛情を持って受け入れるという風土をもってスタートすることが必要である。希望があれば個室であればいいが、最初から個室であれば、特別であると言ってしまうようなもの。それは少し違うのではないかと思う。
	もう一つ、事実婚を含めることについての話があったが、ここでサポートしなければならぬ事実婚とはどのようなものがあるのかお聞きしたい。同性は法律上、結婚できないからサポートしなければならぬと言うことは理解ができる。事実婚は結婚しようと思えば結婚できる。しかし、先ほど木村委員から結婚したくてもできないというケースもあるという話があったので、私自身、学校で勤務

していることもあり、どのような場合が考えられるのかお聞きしたい。

塗委員

事実婚の対象となる方の中には、例えば国籍がない方などがいる。戸籍がないので法律婚ができない。

長浦委員

それはいわゆる無戸籍の方のことか。

塗委員

外国の方で届出の仕方がわからず、子どもの戸籍がない場合がある。今は本人が望めば戸籍を請求することができるようになっているが、外国の方の場合は難しい。

荒木委員

事実婚について補足するが、法的な婚姻制度を利用せず、事実婚を選択する方、例えば夫婦別姓制度などが問題になっているが、相手とは異性同士であるが姓を変えたくないとか、結婚してしまうと財産分与など法的な拘束が係ってくるので、そういったものから距離を置いてパートナーシップ関係を結びたいという方もいるため、事実婚を選択する方がいる。他の方からも意見をいただきたいが、いかがか。

埜澤委員

難しい言葉も多く、わからないことも多いが、自分はY o u T u b eなどをよく見るが、その中で当事者の方が発信されているのを見る機会がある。そういった方々の感性が広く共感されるようになっている。多くの人が性について広い考えや価値観で見れるようになってきているので、函館市がこの制度により、多様な性に関し、対策していくことは良いことであると考えている。

池田委員

この制度により、こういう時代になってきていると感じている。市内在住だけでなく、在勤、在学と幅広く捉えることは大切である。今は取りあえず、パートナーシップ制度について取り組み、そのうち他の部分についても取り組む必要が出てくるので、その時にまた出てきた課題について検討していくことである。性的少数者に関することとしては、自分の学校は女子校であるので、戸籍上は男性であるが、女性として生活している学生が入学する場合、どのような対応が必要なのかを考えた。例えばトイレや更衣室の対応など、いろいろと考える機会となった。外国の例を出すまでもなく、こういう時代になってきているので、函館市としては幅広くやっていく必要があると考える。

塗委員

国際的に見たら何年も前から、例えば自分は男性であるが心は女性であることを表明している人がいた。動物学的に見ても、男性と女性を行き来する生物もあるし、我々は柔軟な存在である。年齢で変わることもある。我々は生き物であるので、コロナと同じように変化することがあり得る。なのでこの制度も世の中にあわせて少しずつ変化したり、精査していくことが大切である。自分はこのような場にいることができありがたいと感じている。

富田委員

テレビや新聞等で見聞きする知識しかないが、ただ、生きづらさを感じている人が一人でも減るということを、函館市が率先して取り組んでいくということは

素晴らしい。住宅や病院など行政が関わる公的な部分はスムーズに行く。しかし我々民間企業が対応できるようになるには時間がかかる。まずはやってみて、受け入れる側の気持ちに変化していくことが大切であり、この形でやっていくことである。非常に良く練られている制度である。実際にやっていく中ではいろいろと課題が出てくるかも知れないが、企業としては、函館市が取り組むことで、そういう時代がきたということを知らしめることになる。正直言って受け入れがたいと考える人もいるが、そういった方が減り、住みづらいつと感じる人が減れば良いと思う。

佐々木委員

制度導入を願っていたので嬉しく思う。ただ一つ、函館市の職員にどこまで浸透するのか見守りたい。年齢に関係なく高齢者も対象となる。いろいろな部署できちんと対応しないと、当事者の方が傷つくことになる。一人でも傷つくことがないよう、函館市で当たり前パートナーシップとして生活してけるということ、自信を持って暮らしていけるよう、一人でも生きづらさを感じる人が少なくなるようなまちづくりを目指しますという心意気を発信する取組みであるので、しっかり取り組んでもらいたい。

松本副会長

函館が率先して、道南に広がっていくことは素晴らしいことであるので、是非お願いしたい。周りの方々に理解できない方や機関もあるので、そのところへの丁寧な説明を先行市として取り組んでいっていただきたい。

荒木会長

私からも意見を述べさせていただく。今後の課題について、検討委員会の付帯意見で、将来条例の制定を検討してもらいたいとのことがある。今回要綱を作って終わりとするのではなく、例えば5年後に見直すといった規定を置く必要があると考える。要綱のままだと、法的拘束力がない。条例化したほうがいい。検討委員会でお話があったように、スピード感をもってやるのがなにより重要であり、この案のとおり進めていただければと思う。それと長浦委員から宣誓の時に別室について、職員の皆様から祝福を、という話があったが、執務室や個室と最初から言ってしまうと、当事者の方が性的少数者であることを隠さなければならないと函館市が考えていると思われる可能性がある。アウトティングへの配慮は必要だが、そういったメッセージにならないように配慮していただきたい。

事務局

先ほどの宣誓場所についてだが、しっかりと当事者の方のニーズを捉えたい。一方で竹原委員がいうように、例えば、戸籍住民課の窓口で手続きを行うということは、今の社会の状況では難しい。現状としては、カミングアウトもできずに苦悩を抱えている方が多くいることから、基本的には窓口ではなく、男女共同参画課の執務室で、またご希望があれば個室で、祝福の気持ちを持って誠実に対応していきたい。

荒木会長

最後にもう一点、函館市としては近隣の市町に対するご懸念があるようだが、例えば北斗市に在住でこの制度を利用している方が、函館市で認められているのだから、北斗市の市営住宅でも対応してもらいたいと要望されたときに、函館市としては他の自治体に迷惑をかけてしまうことになるのを心配されているよう

である。一方でこういった声を上げることで当事者の可視化にもつながる。函館市にとっては心配されているようだが、そこまで悪い制度ではないと考えている。

それでは、他に意見はないか。もし言い足りないことなどがあれば、後ほどでも意見を12月8日水曜日までにメール等によりご提出いただきたい。

それでは次第3その他について、委員の皆様から何かあるか。

一点確認させていただきたいのだが、前回の議論の関係で、女性センターを駅前の施設に移転することについて、審議会の意見を担当部署にお伝えいただいているということによろしいか。

事務局

審議会でのご意見については、担当部局に伝えている。当初の予定よりスケジュールに変更があるが、新しい施設に入る入らないということについてはまだ決定していないので、引き続き検討しているところである。

荒木会長

それでは、担当部局に既にお伝えいただいているということで了解した。それでは事務局から何かあるか。

事務局

確認であるが、本日示した制度の素案について、修正すべき点はないということによろしいか。

荒木会長

将来的な見直しとしての意見はあったが、今回スタートするにあたって変更した方が良いという意見はあるか。木村委員いかがか。

木村委員

可能であれば、多様なパートナーシップという定義付けであるので、そうであれば事実婚も対象となるよう議論していただきたい。ただスピード感を持って制度を導入するために難しいのであれば、3年度や5年度に改訂していくという見直しでも構わない。

荒木会長

今回の意見の取りまとめを12月の審議会でお示しいただくので、その時にも皆様から意見をいただく機会があると考えている。

事務局

事務局から連絡事項が3点ある。まずは、これからの制度の活用の中で、企業への理解を進める必要があるということで、前回の審議会でもご案内したが、LGBTフレンドリー企業アドバイザーを派遣している。会社の中で理解を進めていただくためのセミナーや、組織や建物などソフト、ハードの面でアドバイスをするなど支援をし、理解を進めていきたい。2点目は本日皆様からいただいたご意見について、集約し、審議会における意見の取りまとめとして、次回会議でお示しする。また、本日、時間がなくご意見を出せなかった方、追加で意見がある方は、お手元の「意見照会」の用紙にご記載のうえ、12月8日（水）までに、FAX、メールなどの方法により、ご提出いただきたい。3点目は、次回の会議について、12月中旬以降で開催させていただきたいと考えている。お手元に、日程調整をお配りしているので、都合のよいお日にちをお知らせいただきたい。

荒木会長	ただいまの連絡事項に対し、何かご質問等はあるか。何もなければ、以上で終了とし、事務局に進行をお返しする。
事務局	以上で、第2回函館市男女共同参画審議会を終了する。

閉会（19：20）